

厚生労働省
看護師の特定行為研修シンポジウム in 東京
2017年12月20日

特定行為に係る看護師の 研修制度について

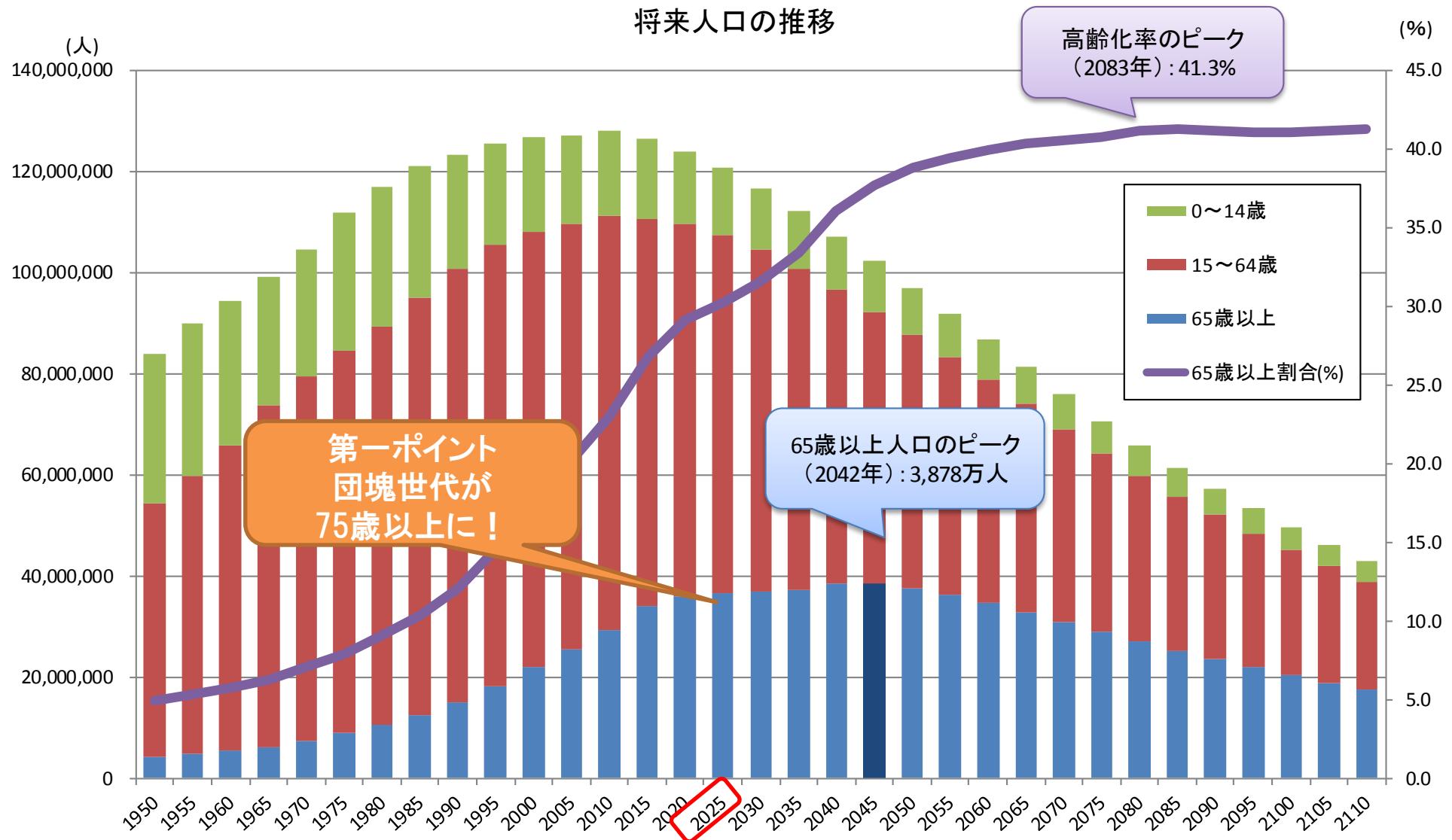


厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

1 我が国を取り巻く現状

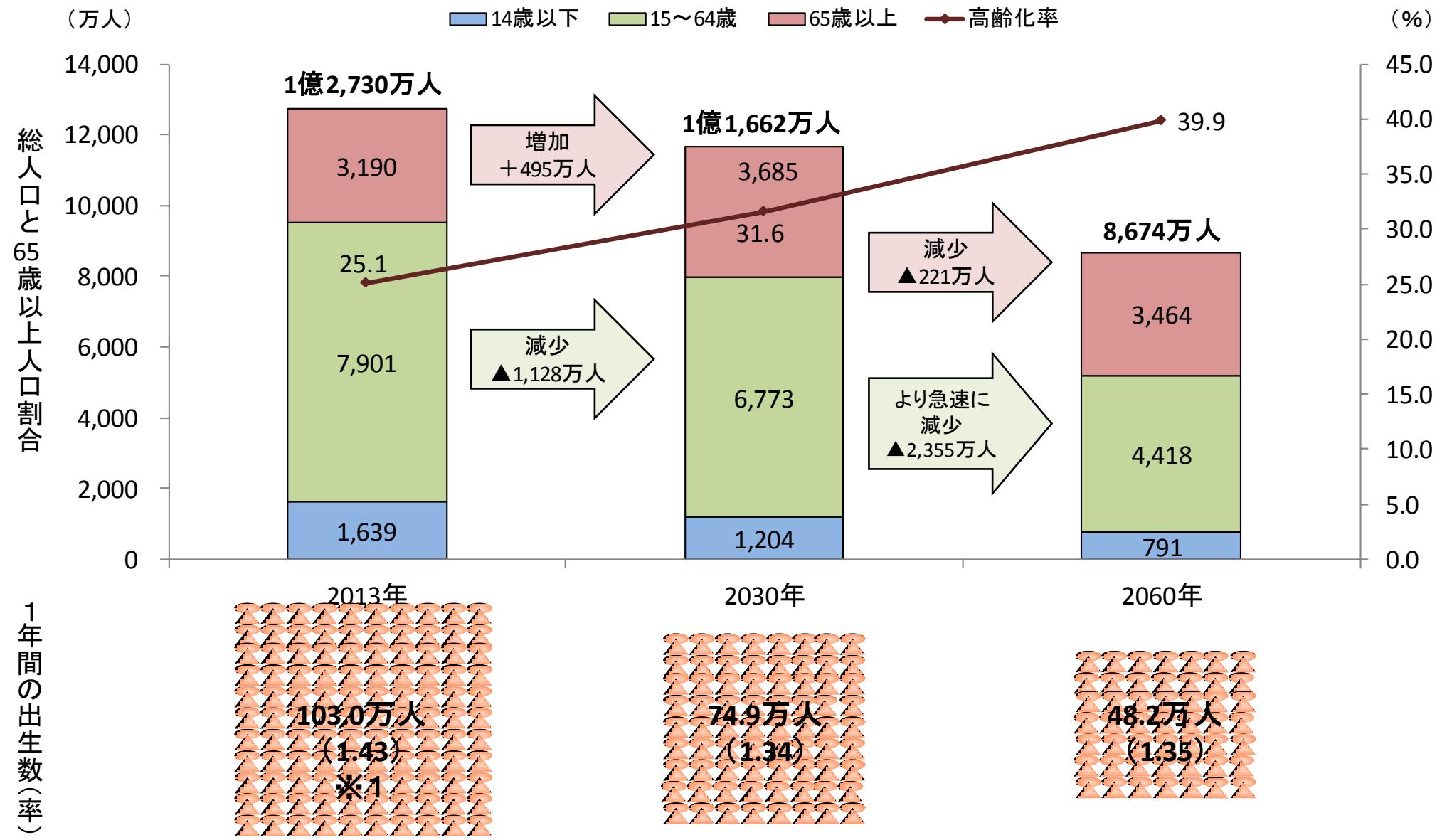
少子高齢“多死”社会の到来

- 日本の人口は人口減少局面を迎えており、2060年に総人口は9,000万人を割り込み、高齢化率は40%近くになる。



各年10月1日現在人口。平成22(2010)年までは、総務省統計局『平成22年国勢調査による基準人口』(国籍・年齢「不詳人口」をあん分補正した人口)による。2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計」を基に日本看護協会にて作成

今後の人口構造の急速な変化



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

厚生労働省「人口動態統計」

※1 出典: 2013(平成25)年人口動態統計

2025年に向けた医療提供体制の改革

2025年：団塊の世代が75歳以上 《国民の3人に1人が65歳以上・5人に1人が75歳以上》

〔高齢化の進展に伴う変化〕

- ・ 慢性疾患、複数の疾病を抱える患者が増える
- ・ 手術だけでなく、その後のリハビリも必要となる患者が増える
- ・ 自宅で暮らしながら医療を受ける患者が増える



医療介護総合確保推進法による改革の主な内容

〔地域における質の高い医療の確保、質の高い医療を確保するための基盤の整備〕

- ・ 医療機関の医療機能の分化・連携、在宅医療の充実
- ・ 医師・看護師等の確保対策、医療機関の勤務環境改善、チーム医療の推進
- ・ 医療事故調査の仕組みの創設 等



改革の方向性

- ① 高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、
- ② 患者ができるだけ早く社会に復帰し、地域で継続して生活を送れるようにする

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（概要）

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、**効率的かつ質の高い医療提供体制を構築**するとともに、**地域包括ケアシステムを構築**することを通じ、**地域における医療及び介護の総合的な確保を推進**するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

概要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（医療介護総合確保促進法関係）

- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、**消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置**
- ②**医療と介護の連携を強化**するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ①医療機関が都道府県知事に**病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し**、都道府県は、それをもとに**地域医療構想（ビジョン）**（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ①在宅医療・介護連携の推進などの**地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化**
※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ②**特別養護老人ホーム**について、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③**低所得者の保険料軽減を拡充**
- ④**一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ**（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）
- ⑤**低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加**

4. その他

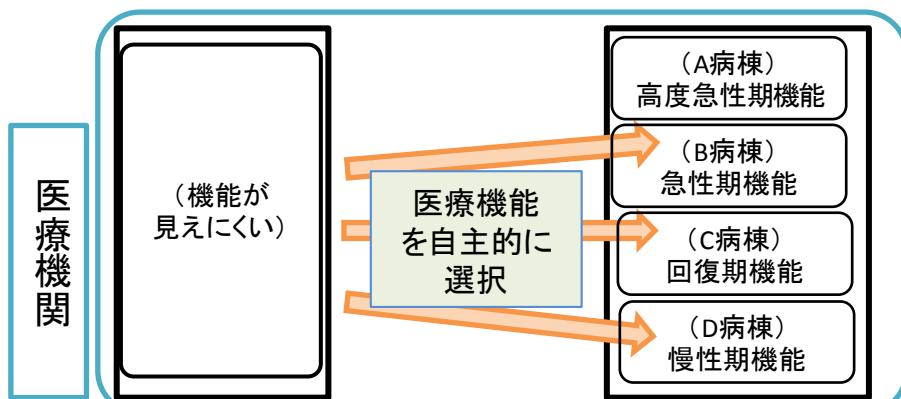
- ①**診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設**
- ②**医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ**
- ③**医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置**
- ④**介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）**

施行期日

公布日（平成26年6月25日）。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

地域医療構想について

- 平成26年度の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。)
※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。

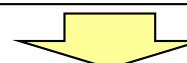


医療機能の現状と
今後の方向を報告

医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を
策定し、更なる機能分化を推進

(「地域医療構想」の内容)

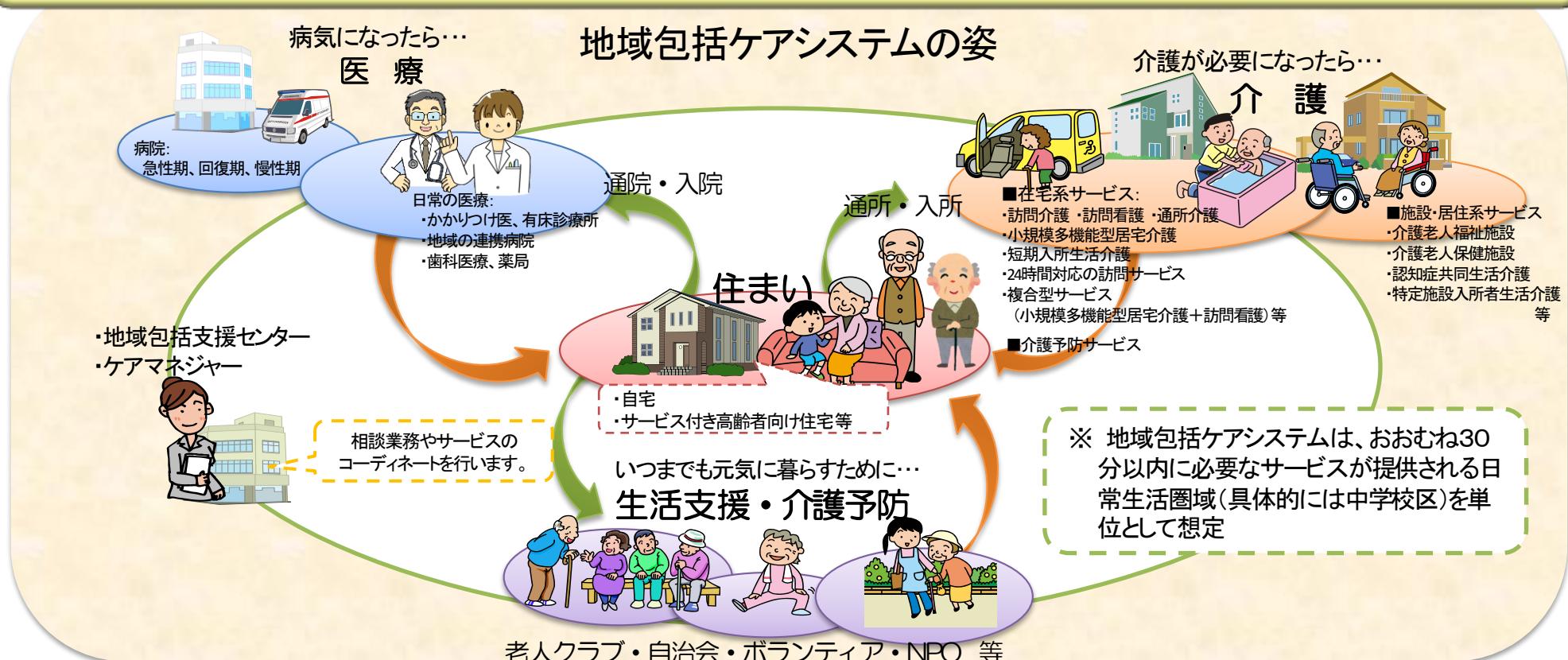
1. **2025年の医療需要と病床の必要量**
 - ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と必要病床数を推計
 - ・在宅医療等の医療需要を推計
 - ・都道府県内の構想区域(2次医療圏が基本)単位で推計
2. **目指すべき医療提供体制を実現するための施策**
 - 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等



- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

地域包括ケアシステムについて

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。



2 特定行為に係る看護師の研修制度の概要

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。

保健師助産師看護師法(抄) (昭和23年法律第203号)(平成27年10月1日施行) 第三十七条の二

特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。

診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じょく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
	人工呼吸器からの離脱	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	感染に係る薬剤投与関連	感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与
	一時的ペースメーカーの操作及び管理	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
	一時的ペースメカリードの抜去	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
循環器関連	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	心嚢ドレーンの抜去		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去		抗けいれん剤の臨時の投与
	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更		抗精神病薬の臨時の投与
腹腔ドレーン管理関連	胸腔ドレーンの抜去		抗不安薬の臨時の投与
	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)		抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	膀胱ろうカテーテルの交換		抗精神病薬の臨時の投与
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去		抗不安薬の臨時の投与
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

特定行為の実施の流れ

◆研修を受けるとこのようにかわります

(脱水を繰り返すAさんの例)

研修
受講前

医師

Aさんの診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示



看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う



医師

医師から看護師に点滴を実施するよう指示

看護師

点滴を実施

医師

医師に結果を報告

研修
受講後

医師

Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う

症状の範囲内



手順書により
タイムリーに

点滴を実施

医師に結果を報告

症状の範囲外

医師に報告

看護師の業務範囲に関する法的整理

赤枠: 医師の業務

青枠: 看護師の業務

(黒枠内は主治医の指示を必要とする業務、茶色枠内は主治医の指示を必要としない業務)

医業（医師法第17条）

看護教育水準の向上、医療用器材の進歩、医療現場における実態との乖離等の状況を踏まえて見直し

診療の補助 = 主治医の指示を必要とする行為

（保助看法第5条、第37条）

- ・診療機械の使用
- ・医薬品の授与
- ・医薬品についての指示
- ・その他医師・歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為

静脈注射
(昭和26年9月)

静脈注射
(平成14年9月)

特定行為

- ・薬剤の投与量の調節
- ・救急医療等における診療の優先順位の決定

療養上の世話

（保助看法第5条）

- 特定行為以外の医行為と同様に、
特定行為の実施に当たり、
医師又は歯科医師が医行為を直接実施するか、
どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は、
患者の病状や看護師の能力を勘案し、
医師又は歯科医師が行う。

(施行通知第3)

手順書

手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録であって、次に掲げる事項が定められているものであること。

- (1) 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- (2) 診療の補助の内容
- (3) 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- (4) 特定行為を行うときに確認すべき事項
- (5) 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- (6) 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

(特定行為研修省令第3条)

手順書による指示のイメージ

指示

「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

＜指示＞

- ・患者の特定
- ・特定行為を実施する看護師の特定
- ・処方内容
(薬剤に関する行為の場合)
- ・どの手順書により特定行為を行うのか

ほか

事項	具体的な内容
○当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要となりうる患者
○看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれもが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる(SpO_2 、呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下(GCS●点以下又はJCS●桁以上)が認められる
○診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
○特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかりと触れ、血腫がない
○医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	①平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する ②休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
○特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する(結果が出たら速やかに報告)

(参考) 特定行為に係る手順書例集

厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000112464.pdf>

特定行為研修

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であつて、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するもの。

(改正後の法第37条の2第2項第4号、特定行為研修省令第5条並びに別表第3及び別表第4関係)

- 特定行為研修は、次に掲げる研修により構成される。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：315 時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	45
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	60
医療安全学	30
特定行為実践	45
合 計	315



区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：15～72 時間

(例) 特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63

- 共通科目の各科目及び区分別科目は、講義、演習又は実習により行う。
- 共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行う。

特定行為に係る看護師の研修制度の意義

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が行う「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく

研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。また、「治療」「生活」の両面から、患者さんを支えます。



看護師の特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



人工呼吸器管理に係る特定行為研修のイメージ

○呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連

○動脈血液ガス分析

に関する研修を提供する場合

共通科目



全て通学
又は
e-learningと
一部schooling

区分別科目

<特定行為区分>

呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連

<特定行為>

侵襲的陽圧換気の設定の変更

非侵襲的陽圧換気の設定の変更

人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整

人工呼吸器からの離脱

<実習施設>

協力施設の病院等(勤務先)

協力施設の病院等(勤務先)

協力施設の病院等(勤務先)

協力施設の病院等(勤務先)

動脈血液ガス分析 関連

直接動脈穿刺法による採血

橈骨動脈ラインの確保

協力施設の病院等(勤務先)

協力施設の病院等(勤務先)

在宅に係る特定行為研修のイメージ

- 気管カニューレの交換
 - 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
 - 脱水症状に対する輸液による補正
- に関する研修を提供する場合

共通科目



全て通学
又は
e-learningと
一部schooling

区分別科目

<特定行為区分>

呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連

<特定行為>

気管カニューレの交換

<実習施設>

協力施設の訪問看護ステーション
(勤務先)

創傷管理関連

褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去

協力施設の訪問看護ステーション
(勤務先)

創傷に対する陰圧閉鎖療法

協力施設の病院等(勤務先外)

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

脱水症状に対する輸液による補正

協力施設の訪問看護ステーション
(勤務先)

持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整

協力施設の訪問看護ステーション
(勤務先)

指定研修機関の指定の基準

指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するものをいう。

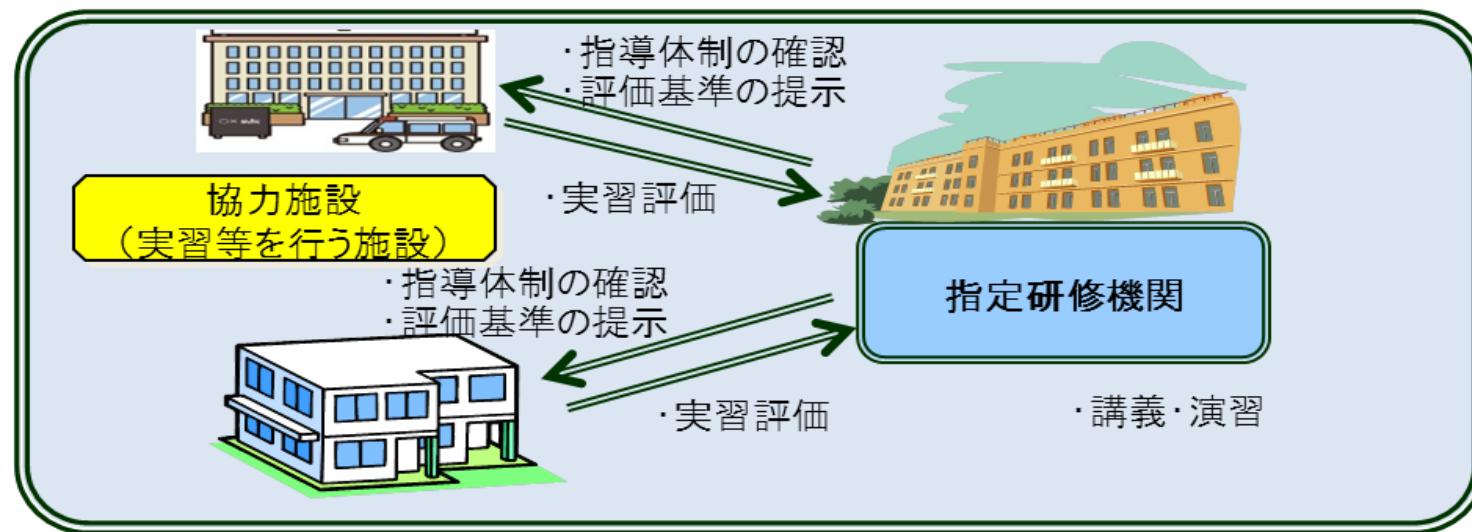
＜指定の基準＞

- (1) 特定行為研修の内容が適切であること。
- (2) 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備を利用できること。
- (3) 特定行為研修の責任者を適切に配置していること。
- (4) 適切な指導体制を確保していること。
- (5) 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- (6) 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書を作成していること。
- (7) 特定行為研修管理委員会を設置していること。

【協力施設と連携協力して特定行為研修を行う場合の体制】

- ・協力施設において、実施責任者を配置
- ・指定研修機関と協力施設との緊密な連携体制を確保
- ・指定研修機関と協力施設との間で、指導方針の共有
- ・関係者による定期的な会議の開催等

＜指定研修機関以外で一部を講義、演習又は実習を実施する場合＞



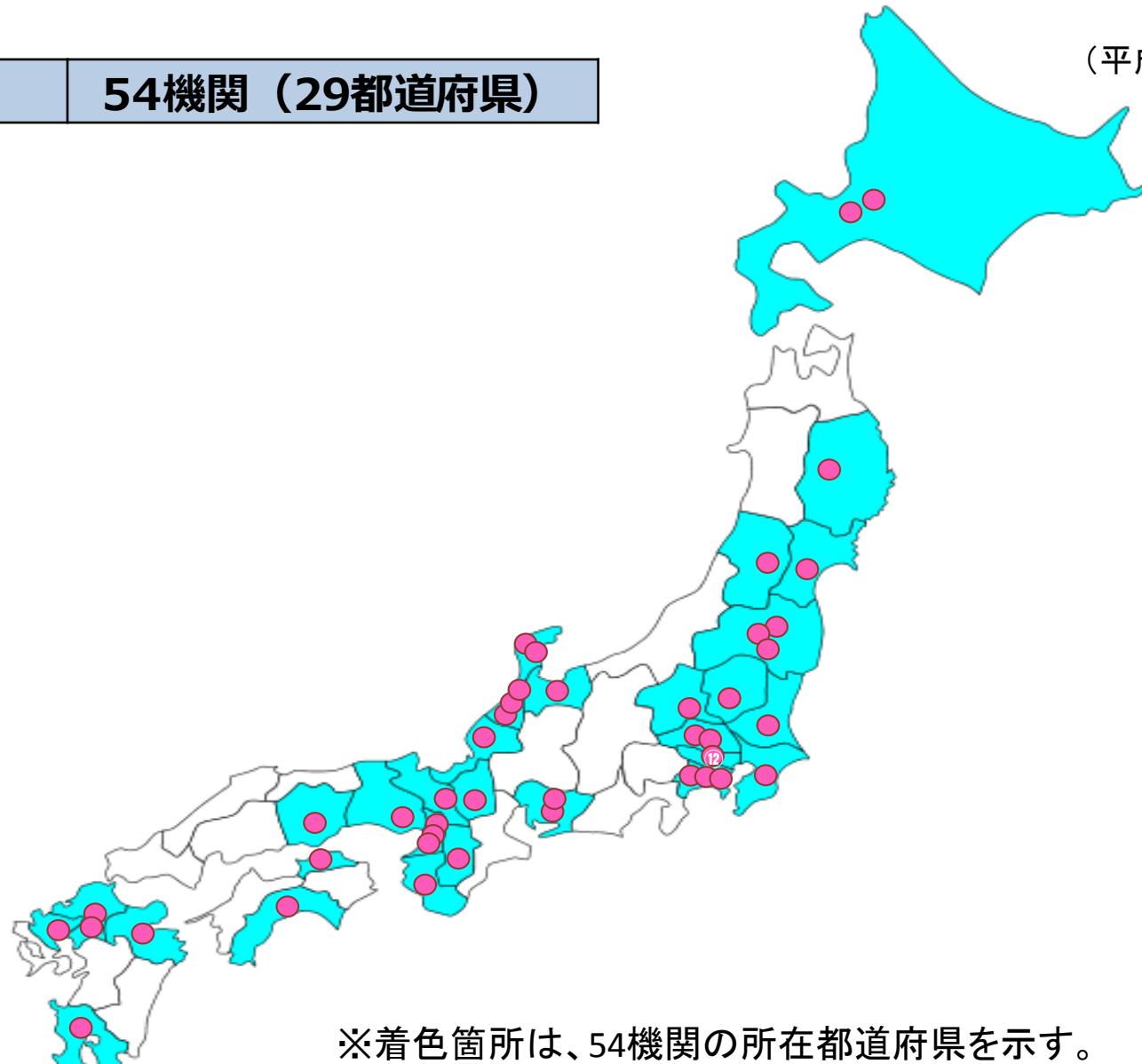
3 特定行為に係る看護師の研修制度の状況等

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関分布図

総数

54機関 (29都道府県)

(平成29年8月現在)



※着色箇所は、54機関の所在都道府県を示す。
※ ●は、指定研修機関の所在地を示す。



看護師の特定行為研修を行う指定研修機関

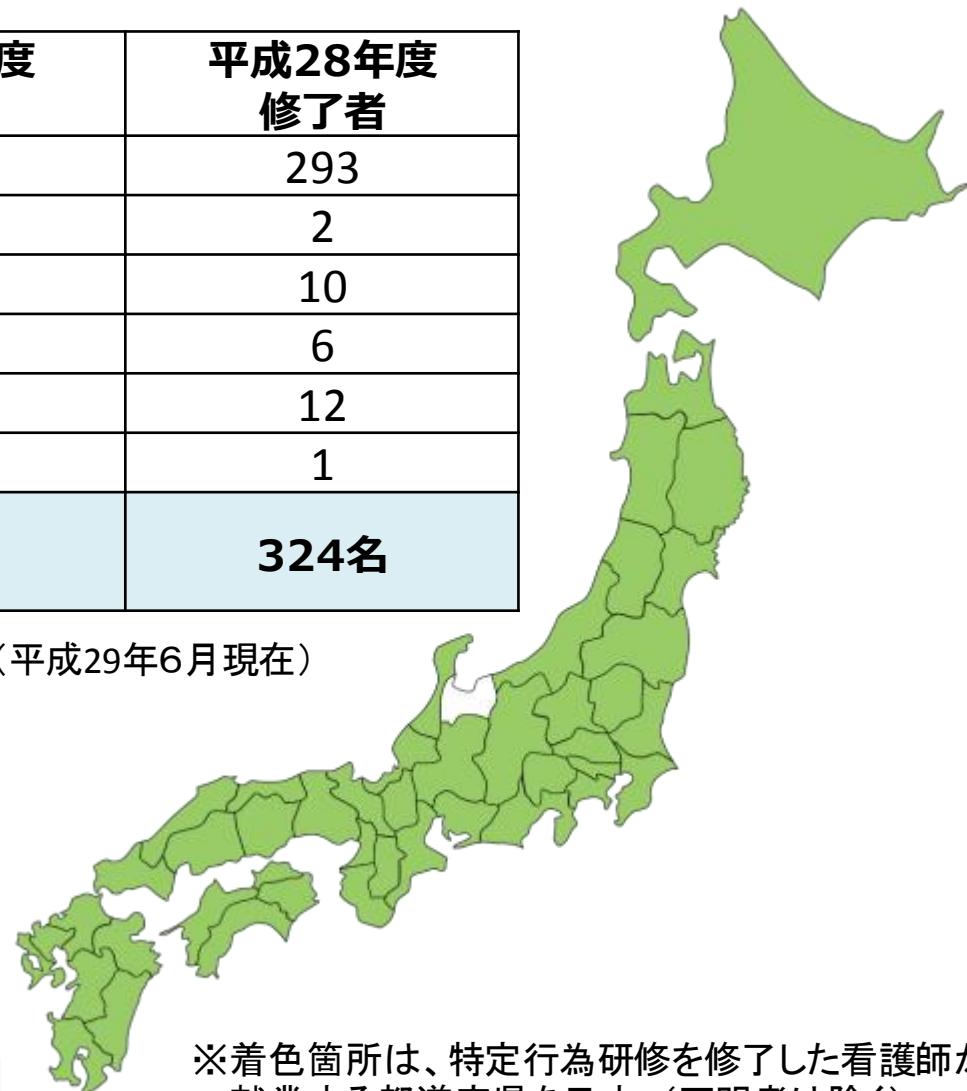
(29都道府県54機関(2017年8月2日現在))

所在地	指定研修機関名	特定行為区分数	指定日(変更承認日)	所在地	指定研修機関名	特定行為区分数	指定日(変更承認日)
北海道	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻	13区分	2015/10/1	神奈川	医療法人五星会 菊名記念病院	1区分	2017/8/2
	社会医療法人恵和会 西岡病院	1区分	2017/8/2		医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第1病院	1区分	2017/8/2
岩手	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度看護研修センター	1区分	2015/10/1		社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院	9区分	2017/8/2
宮城	学校法人東北文化学園大学 東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻	21区分	2016/2/10	富山	医療法人社団藤聖会 八尾総合病院	1区分	2017/8/2
山形	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	16区分	2017/2/27		医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	2区分	2017/8/2
福島	医療法人平心会 須賀川病院	3区分 1区分	2016/8/4 (2017/8/2)		公立能登総合病院	1区分	2017/2/27
	公益財団法人星総合病院	1区分	2016/2/10		公立松任石川中央病院	4区分	2017/8/2
	公立大学法人福島県立医科大学	18区分	2017/2/27		国民健康保険小松市民病院	2区分	2017/8/2
茨城	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	10区分	2016/8/4		社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	4区分	2016/8/4
栃木	学校法人自治医科大学 自治医科大学	19区分	2015/10/1	福井	学校法人 新田塚学園 福井医療大学	2区分 1区分	2016/8/4 (2017/8/2)
群馬	公益財団法人脳血管研究所 美原記念病院	1区分	2016/8/4		学校法人愛知医科大学 愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
埼玉	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	7区分 6区分	2015/10/1 (2016/2/10)		学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学大学院保健学研究科保健学専攻	21区分	2015/10/1
	学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	5区分	2016/2/10	滋賀	国立大学法人滋賀医科大学	3区分 6区分	2016/2/10 (2017/2/27)
千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院看護師特定行為研修センター	1区分 2区分	2016/2/10 (2017/2/27)		京都	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	5区分 2区分
東京	一般社団法人日本慢性期医療協会	7区分 1区分 1区分	2015/10/1 (2017/2/27) (2017/8/2)	大阪	社会医療法人愛仁会	9区分	2016/2/10
	医療法人社団永生会	2区分	2017/8/2		公立大学法人大阪市立大学	5区分	2017/2/27
	医療法人社団 明芳会	8区分	2017/2/27		社会医療法人きつこう会 多根総合病院	4区分	2017/2/27
	学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1	兵庫	学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修センター	8区分	2017/2/27
	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科保健医療学専攻	21区分	2015/10/1		奈良	公立大学法人奈良県立医科大学	7区分
	公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDC研修センター	21区分	2015/10/1	和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	5区分	2017/2/27
	公益社団法人日本看護協会	11区分 3区分	2015/10/1 (2016/8/4)		岡山	学校法人 川崎学園	10区分
	社会医療法人河北医療財団 河北総合病院	2区分	2017/2/27	香川	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2区分	2017/2/27
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院	3区分	2017/8/2		高知	社会医療法人 近森会 近森病院	2区分
	セコム医療システム株式会社	8区分	2017/8/2	福岡	医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院	1区分	2017/8/2
	独立行政法人地域医療機能推進機構	10区分	2017/3/29		社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	2区分	2017/8/2
	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10	佐賀	社会医療法人 祐愛会織田病院	1区分	2017/8/2
					大分	公立大学法人大分県立看護科学大学 大分県立看護科学大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分
				鹿児島	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	3区分 2区分	2016/8/4 (2017/2/27)

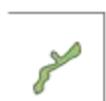
特定行為研修を修了した看護師の数等(就業場所別)

就業場所	修了者総数	平成27年度 修了者	平成28年度 修了者
病院	523	230	293
診療所	5	3	2
訪問看護ステーション	15	5	10
介護施設	8	2	6
その他	24	12	12
不明	8	7	1
総数	583名 (46都道府県)	259名	324名

出典:看護課調べ(平成29年6月現在)



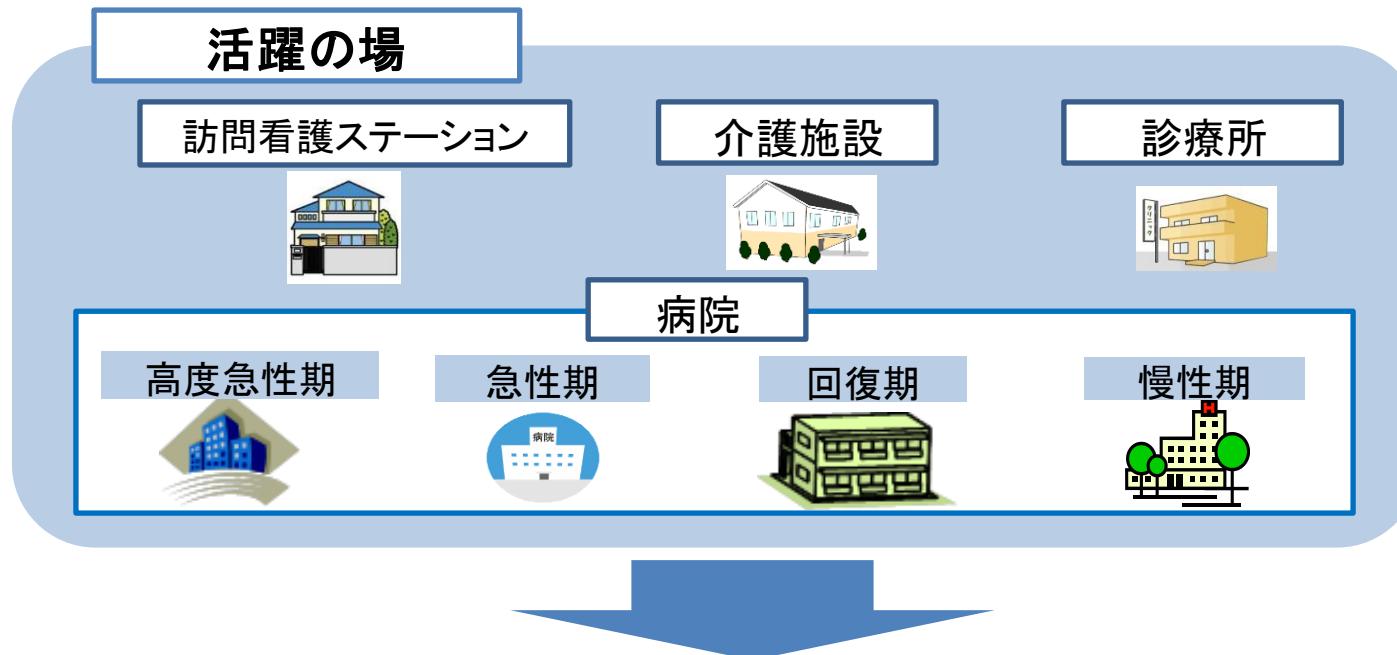
※着色箇所は、特定行為研修を修了した看護師が就業する都道府県を示す。(不明者は除く)



4 制度の推進に向けて

特定行為研修を修了した看護師の活躍のイメージ

- 看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としている。
- 特定行為研修を修了した看護師は、急性期から在宅医療等のさまざまな現場で、患者の状態を見極めて、タイムリーな看護を提供する等の活躍が期待される。



2025年に向けて約10万人以上の養成を目指す

※多くの看護師に特定行為研修を受講していただくため、身近な場所で研修を受けられる体制の整備が必要。

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保の方策

① 医療関係団体等による特定行為研修の取組の推進

- 医療関係団体等のネットワークを活用した普及啓発や支援により、傘下の施設が、効率的かつ円滑に、指定研修機関として特定行為研修を実施できる体制の整備を行う。

② 都道府県における計画的な取組の推進

- 都道府県において、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、指定研修機関及び受講者の確保に係る計画の策定を行うとともに、当該計画に基づき、指定研修機関及び受講者に対する支援等の取組が推進されるよう、支援を行う。

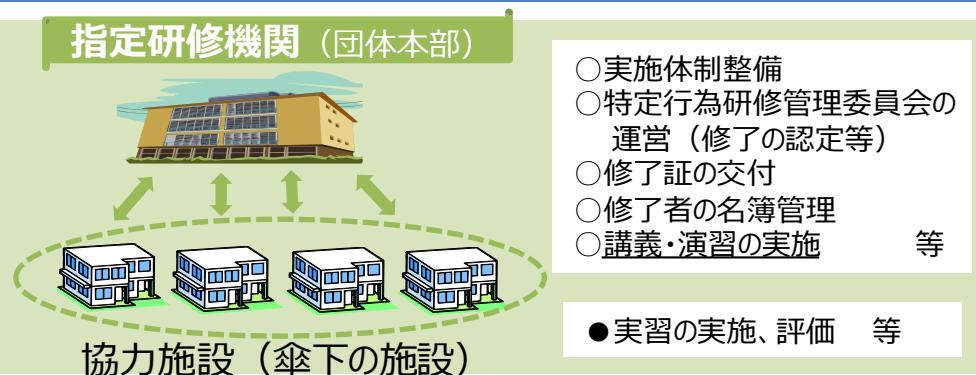
③ 特定行為研修制度の認知度の向上

- 特定行為研修制度の認知度の向上を図り、さらには研修の受講の促進を図るために、特定行為研修を修了した看護師の在宅医療等での活躍の効果等について、より積極的な周知活動を行う。

(参考)医療関係団体等が傘下の施設と連携して特定行為研修を行う場合のイメージ

1. 団体本部主導型

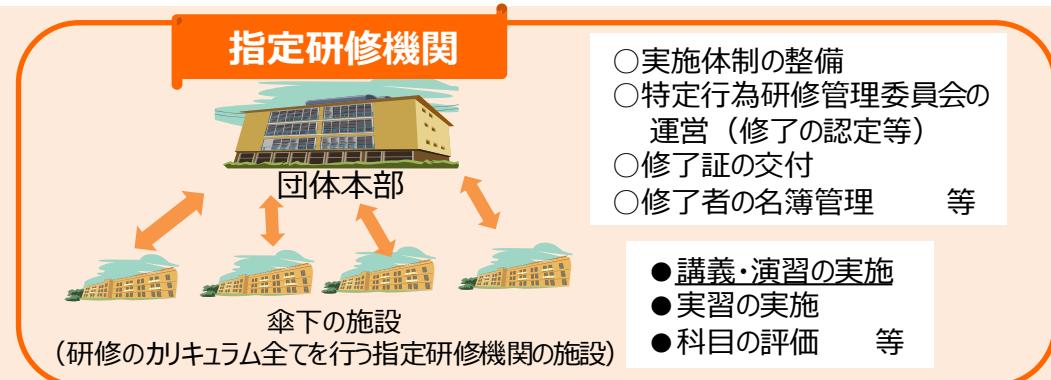
- ◆ 指定研修機関が、研修の管理・運営に加え、講義・演習等の研修の実施を行う。
- ◆ 傘下の施設が、実習などの研修の一部の実施を担う。



2. 団体本部管理型

- ◆ 団体本部が、研修の管理・運営のみを行う。
- ◆ 傘下の施設が、研修修了証の交付等の一部の事務を除く、研修の実施の全部を担う。

※この場合、傘下の施設全てにおいて研修の質が担保できる
体制整備が必要（独自に研修管理委員会を設置する等）



3. 傘下施設独立型

- ◆ 指定研修機関が、当該機関の所属する団体等に、研修の管理・運営に係る事務の一部を委託



特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について (平成28年度実施状況・平成29年度計画)

看護職員の資質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画の調査 (平成29年6月看護課調べ)

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の取組状況や今後の計画について把握とともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【対象】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業に係る平成28年度の実施状況及び平成29年度の事業計画。

※ 「看護教員養成講習会事業」、「看護教育継続研修事業」、「院内助産所・助産師外来助産師等研修事業」、「潜在看護職員等復職研修事業」は対象外。

【調査項目】 事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項

【結果】 (特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業についてのみ抜粋)

		平成28年度実施状況	平成29年度事業計画
事業実施都道府県数		12府県	20県
実施事業数		16件	26件 (うち新規事業13件)
実施財源	地域医療介護総合確保基金	13件 (10府県)	22件 (18府県)
	地域医療介護総合確保基金以外	3件 (3県)	4件 (3県)
実施事業内容	受講者の所属施設に対する支援	受講料等の費用	16件 (新規10) 青森県1、岩手県3、宮城県、福島県2、茨城県3、群馬県2、富山県2、岐阜県3、静岡県3、滋賀県3、奈良県3、鳥取県3、山口県3、徳島県3、鹿児島県2、沖縄県3
		代替職員雇用の費用	3件 大阪府2、島根県3、沖縄県3 4件 (新規2) 茨城県、和歌山県、島根県、沖縄県
	指定研修機関に対する支援	研修体制整備等	1件 滋賀県1
		ニーズ・課題等調査	4件 青森県、群馬県2、富山県、岐阜県 2件 (新規1) 岐阜県、熊本県
		症例検討・研修会	2件 群馬県2、大分県2 2件 群馬県、大分県
	研修制度の普及促進等	制度の説明・周知	2件 (新規2) 茨城県、岐阜県

※ <地域医療介護総合確保基金における区分> 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業

◆ 事業計画例 : 岐阜県

事業名	事業概要
特定行為研修受講に係る調査	県内の医療機関、訪問看護ステーションを対象に、特定行為研修の受講派遣の有無や今後の予定、受講にあたり受けたい支援などを調査。
「特定行為に係る看護師の研修制度セミナー」事業	看護師の特定行為研修の概要、指定研修機関、研修受講派遣者(施設管理者)と研修修了者による講演・発表を行い、特定行為研修制度の理解促進につなげる。
看護師特定行為研修支援事業費補助金事業	医療機関等に対する特定行為研修の受講に係る経費を補助。

指定研修機関等に対する支援

(平成29年度 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業)

- 本事業は、特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の設置準備や運営に対する財政支援の実施や普及促進等を実施することにより、特定行為研修を実施する指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の確保を促進することを目的とする。

① 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

指定研修機関の確保を図るため、カリキュラム準備やシミュレーター購入等、指定研修機関の設置準備に必要な経費について支援を行う。

○主な経費

- ・シミュレーター購入費等指定準備に必要な経費
- ・カリキュラム・実習要綱等の作成経費(謝金・旅費、会議費、消耗品費等)
- ・就労継続型の研修体制構築のための協力施設とのテレビ会議に必要な物品経費、謝金・旅費

○基準額 1施設当たり 約4百万円



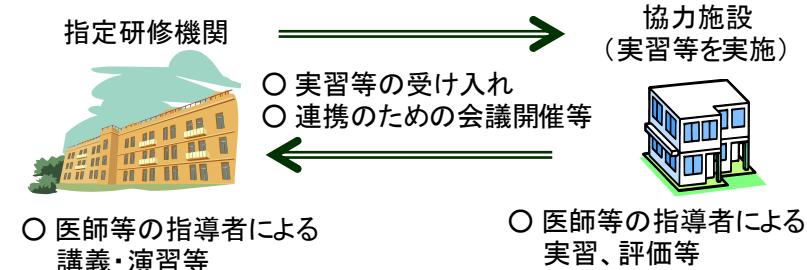
② 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導者経費や実習を行う協力施設謝金等、指定研修機関の運営に必要な経費に対する支援を行う。

○主な経費

- ・指導者の人件費等
- ・実習を行う協力施設(自施設以外)への謝金等
- ・訪問看護ステーション等で特定行為研修を実施する場合の指導補助者に対する人件費等

○基準額 1施設当たり 約4百万円 (ただし、特定行為区分数により増減あり)
(加算を含めると 約6百万円)



③ 看護師の特定行為研修制度に係る指導者育成事業

特定行為研修の質の担保を図り、指定研修機関や実習を行う協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者を育成するための研修を行う。



④ 特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費

特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な推進のため、当該研修制度を国民や医療従事者に向けて周知し、制度の理解促進を図る。

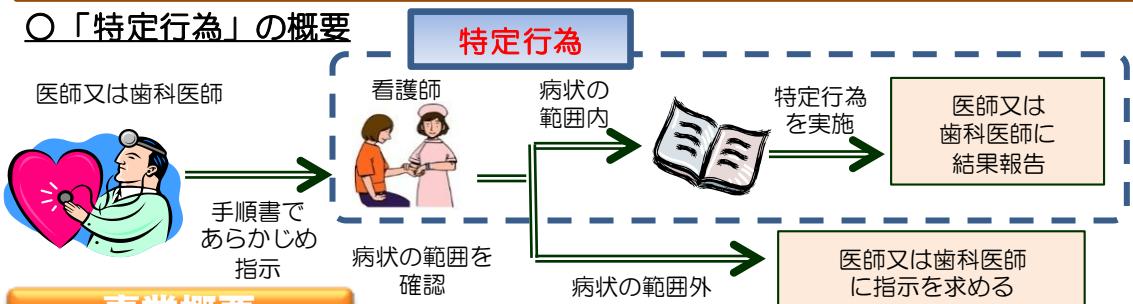
平成30年度予算概算要求 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

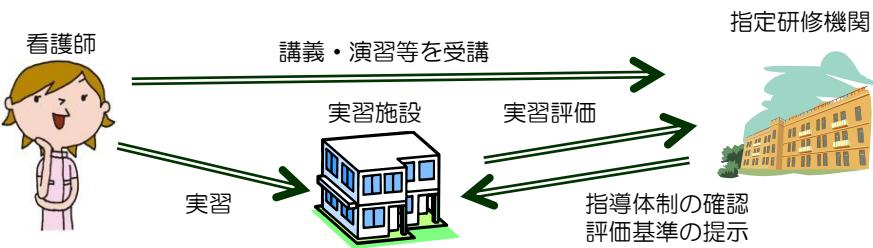
平成30年度概算要求額 351,774千円（平成29年度予算額 403,306千円）

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るために、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修を修了した看護師を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- 特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の設置準備や運営に対する財政支援を実施。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

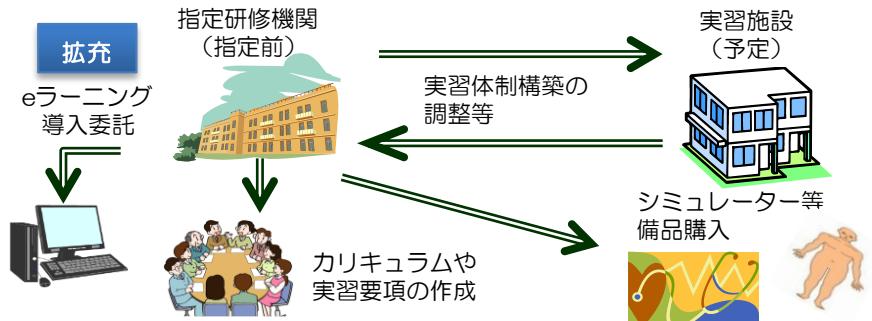
看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

概算要求額 95,102千円（148,864千円）

【1施設あたり基準額 4,468千円（3,766千円）】

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

導入促進支援事業（指定研修機関指定前の補助）



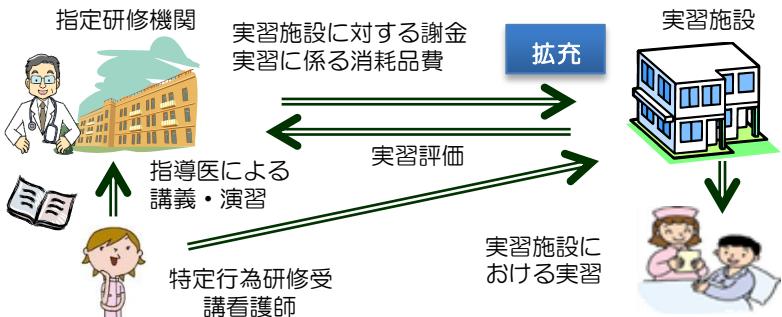
看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

概算要求額 256,672千円（254,442千円）

【1施設あたり基準額 4,954千円（4,414千円）】

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導医に係る経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費などの支援を行う。

運営事業（指定研修機関指定後の補助）



看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

平成30年度概算要求額 63,280千円（医療提供体制施設整備交付金34億円の内数）

新規

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

平成30年度予算概算要求 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

平成30年度概算要求額 68,858千円（平成29年度予算額 21,540千円）

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るために、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効果的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効果的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担など、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

指導者育成事業

○指導者育成

- ・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要：指導者（予定者含む）に対して、指導者講習会を実施（講習会参加者は総数で1,200名程度を想定）
- ・委託先：公募により選定された団体
- ・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

○指導者リーダー育成

- ・目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施（研修会参加者数は総数で100名程度を想定）
- ・委託先：公募により選定された団体

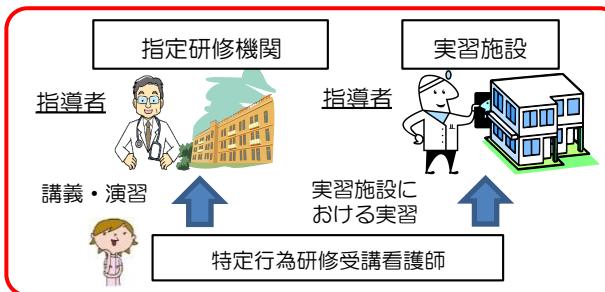
特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）
向けの研修を行い、特定行為研修の**質の担保**を図る。



講習会等を
開催



【委託先団体】
指定研修機関や実習施設における
指導者向け講習会の企画、運営、
参加者募集 など



特定行為研修の実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ・指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修の実施状況や連携体制等に係る実態調査及び分析
- ・指定研修機関の特定行為研修の受講に係る費用負担等に係る実態調査及び分析
- ・指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修準備、研修実施等の各段階の課題把握及び分析
- ・その他研修修了者の活動実態等に係る調査、特定行為研修に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ・調査結果の公表・周知 等

◆委託先：公募により選定された団体

一般教育訓練給付金

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの。

給付対象者	<ul style="list-style-type: none">● 教育訓練を開始した日に一般被保険者である者● 教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから（離職日の翌日）1年以内にある者
基本要件	<ul style="list-style-type: none">● 厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合● 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間が3年以上（初めてに限り、1年以上）のとき● 平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していること
給付金	当該教育訓練に要した費用の20%相当額 (上限10万円)

注：指定研修機関が実施する特定行為研修が、指定講座として、あらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要がある

【指定講座の指定申請に関する問い合わせ】中央職業能力開発協会

【教育訓練給付金の申請手続きに関する問い合わせ】ハローワーク

特定行為に係る看護師の研修制度 厚生労働省ウェブサイト

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療分野のトピックス
> 特定行為に係る看護師の研修制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) in Japan. The page is titled 'トピックス' (Topics) under the 'Nursing Training System for Specific Practices'. It includes a navigation bar with links to Home, Inquiry Window, Previous Questions, Site Map, Large Text, Site Access Support Tool, and English version. A search bar is also present. The main content area contains several sections with bullet points:

- トピックス
- 施策紹介
- 特定行為に係る看護師の研修制度について
 - 制度の概要
 - 関係法令・通知等
 - リーフレットについて
- 指定研修機関の指定の申請をお考えの方へ
 - 参考資料
- 関連情報
 - 医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会
 - 指導者育成事業

On the left sidebar, there are links for '指定研修機関の指定の申請をお考えの方へ', '医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会', 'トピックス' (Topics), and '施策紹介' (Policy Introduction). The page footer includes a link to '税制の概要' (Tax System Overview) and '評価・独法評価' (Evaluation and Legal Evaluation).

※地方厚生局のウェブサイトにおいても、制度のご案内をしています。